

防災危機管理課インスタグラム運用ポリシー

豊橋市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、豊橋市防災危機管理課が運用する豊橋市インスタグラムの運用ポリシーを次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（インスタグラム）

2 ユーザー名、URL、アカウント運用者名

- (1) ユーザー名 bousaimanz
- (2) URL <https://www.instagram.com/bousaimanz/>
- (3) アカウント運用者名 豊橋市防災危機管理課

3 目的

市民の皆さんに役立つ防災情報や、防災危機管理課主催のイベント、校区の防災訓練情報を届けることで、市民の皆様の更なる防災意識の向上を図ります。またインスタグラムを活用する若い世代、市内在住の外国人の方々へも気軽に防災に関する知識や情報を提供することができます。

4 掲載内容

- (1) 防災情報、防災危機管理課主催のイベント、校区の防災訓練情報
- (2) 災害情報

5 運用方法

- (1) 原則として、1週間に2回程度投稿します。ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合などにおいては、この限りではありません。
- (2) 原則、コメントは不可で設定し投稿します。
- (3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行います。
- (4) 本アカウントは、他のアカウントで目的の趣旨に合致する投稿や豊橋市の魅力発信に資する投稿があった場合、リポスト等を行うことがあります。
- (5) 本アカウントでは、当市へのご意見やお問合せにはお答えできません。回答をお求めの場合は、豊橋市公式ホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/>）の「市民のメールボックス」をご利用ください。

6 個人情報に関する取扱い

豊橋市が利用者から個人情報を取得する場合には、豊橋市個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第1号）に基づき、適切に管理します。

7 遵守事項

本アカウントに対して、次に掲げる行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合は、投稿の削除その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 豊橋市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 豊橋市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、運用者が不適当と判断した行為

8 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、豊橋市あるいは豊橋市以外の原著作者等に帰属します。

9 免責事項

- (1) 豊橋市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 豊橋市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 豊橋市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 豊橋市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 豊橋市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本ソーシャルメディアは、Instagram社のシステムによって運用されています。本市は、Instagram社のシステム運用状況に関する質問等については一切お答えできません。また、Instagramサイト、Instagram社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えできません。

10 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。